

## 積立定期預金規定

### 1. (預入れの期限等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは、自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回1円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (3) この預金は、当店のほか当行本支店のどこかの店舗でも預入れができます。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。

### 3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が坏渡りとなったときは預金になりません。坏渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、別紙「積立定期預金利息計算方法のご案内」記載の方法および利率によって計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日までまたは書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
  - ① 解約の場合（解約日における普通預金の利率）
  - ② 書替継続の場合（書替継続後の定期預金の利率）
- (3) 第6条1項の規定により預金者がこの預金を解約する場合および第6条3項の規定により当行がこの預金を解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合の利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について店頭公示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は100円とします。

### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEのいずれかに該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に預金者が解約することはできません。
- (2) 預金者が前項の規定によりこの預金を解約する場合または書替継続する場合は、この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に届出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な制限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。
- (4) 第1項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
  - ① 預金者が口座凍結申請等をした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会堂等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪集団暴力等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合、共生者とは以下のAからEを指す。
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法外な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E その他各号に準ずる行為
  - ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第7条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事実について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - ⑤ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑥ 第7条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
  - ⑦ 上記④から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

### 7. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の静寂および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種鑑別や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていないときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せず日本に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当行に届出してください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種鑑別や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいすれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

### 8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に届出を行わなかったことで生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、

保証人を求めることがあります。

#### 9. (印鑑照合等)

払戻請求書、請求その他の書類に使用された印鑑を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたら、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次第により補てんを請求することができます。

#### 10. (盗難通帳による払戻し等) ※個人のお客様のみ

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当効払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当効払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあらたかであったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当効払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降にされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当効払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しを最初にされた日。）から、2年を経過する日（後に行われた場合は、適用されないものとします。）
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合は、当行は補てんしません。
  - ① 当効払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 当効払戻しは預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の近親者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事実について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の乱れに起因しまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当効預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当効払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受け付け限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当効補てんを行った金額の限度において、当効預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当効補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 11. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。

#### 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金呆廃去の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当効呆廃額について期日が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項より相殺する場合は、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合は、当効債務または当効債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合は、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割戻料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期前併済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項より相殺する場合において借入金の期前併済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期前併済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 13. (成年後見人の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、預金者につき補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人・後見人につき、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、預金者に任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みによる払出し、口座廃替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形またはほかの手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を拒絶することができる場合に限り。）
- (3) 預金者等から、この預金について欠付に関する情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### 15. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次のいずれかのうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条に掲げる異動が最後であった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次頁で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次頁において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項で定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知の預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保対機構に通知した日のうちいずれか遅い）日までに通知の預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

- ④ この預金が休時預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - ③ この預金について、強制的執行、仮差押えまたは国税滞徴処分（その列による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続きが終了した日

#### 16. (休時預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取扱いがない場合、休時預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権が消滅し、預金者等は、預金保対機構に対する休時預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休時預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休時預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次掲げる事由が生じたときは、休時預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金に係る休時預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制的執行、仮差押えまたは国税滞徴処分（その列による処分を含みます。）が行われたこと
  - ② この預金に係る休時預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を拘らず場合に限り、預金者等に代って第3項による休時預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金に係る休時預金等代替金について、預金保対機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)